2 移動等円滑化促進地区の設定

(1) 移動等円滑化促進地区とは

移動等円滑化促進地区は、本市がバリアフリー化を推進するために方針を設定する地区となります。またバリアフリー法においては、右記の定義がなされています。

【バリアフリー法第２条第１項第23号より抜粋】

・生活関連施設相互の移動が通常徒歩で行われる地区

・一般交通の用に供する施設について移動等円滑化を促進することが特に必要である地区

・移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

(2) 移動等円滑化促進地区の考え方

本市の特徴は、市内全域が人口集中地区（DID）であり、都市計画法に定める市街化区域として、都市計画施設や市街地開発事業等のまちづくりを進めています。また、鉄道駅15駅、バス停留所300箇所余りは、これらの駅勢圏等で市全域をほぼカバーしており、市内に満遍なく点在する公共施設や利便施設への移動の起点となっています。

本マスタープランは、これまで取り組んできた鉄道駅を中心とした重点整備地区におけるバリアフリー化に加え、全市域を移動等円滑化促進地区とし、幹線道路の連続性に配慮したバリアフリー化を推進します。

特に幹線道路沿いのバス停留所を起点として経路のネットワーク化を図ります。さらにこれらの幹線道路から各生活関連施設を結ぶことにより市内全域のバリアフリー化を目指します。

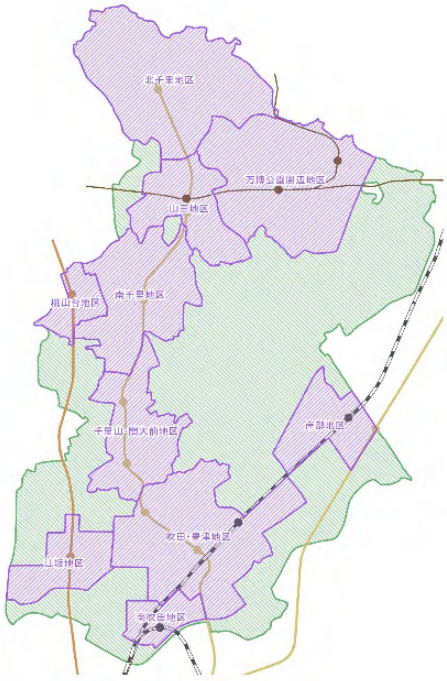

：移動等円滑化促進地区

：移動等円滑化促進地区かつ重点整備地区